

川南町介護予防教室（保健福祉事業）事業業務委託仕様書

1 業務の目的

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で在宅生活を送ることができることを目的に介護予防の事業を実施する。

2 業務の概要

- (1) 名称 川南町介護予防教室（保健福祉事業）事業業務
- (2) 場所 川南町内
- (3) 内容 別紙「川南町保健福祉事業要綱」及び「川南町介護予防教室（保健福祉事業業務委託仕様書）」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日までの間

3 対象者及び定員

- (1) 町内に住所を有する65歳以上の高齢者
- (2) 高齢者を介護又は支援する家族及び介護者（例えば：介護ヘルパー・百歳体操サポーター等）
- (3) 定員は1グループ当たり15人程度の集団指導

4 実施回数及び時間

1グループ当たり 週1回2時間程度（月4回）とする。

5 実施内容

- (1) 運動器の機能維持・向上
- (2) 参加者同士の交流等によるリフレッシュ活動
- (3) 介護予防及び介護方法の知識や技術の習得
- (4) その他介護予防、介護者等の支援に資すると町が認めたもの

6 事業者の選定

- (1) 利用者が参加する事業者を選定することを基本とする。
- (2) 一定数の参加申込みがあつてからの契約とする。
- (3) 受託予定事業者が多数に場合は、町内事業者を優先とする。

7 事業従事者の資格

介護予防に関する資格を有する者（例：理学療法士、作業療法士、柔道整復師等これらと同等以上と認められる資格を有する者）

8 業務内容

- (1) 参加者の当日の体調について確認し、「出席者名簿（任意）」に参加者が自署で氏名を記入するよう促す。なお、けが・障がい等により自署が困難な場合は、押印や事業者により代筆も可能とするが、その場合は自署ができない理由及び代筆者の氏名を記入する。

見学希望者に対しては、教室開始時に事故や感染症対策のため、必ず氏名、緊急連絡先の確認を行う。

「出席者名簿（任意）」に記入している自署数と、参加者数が合致しているか、必ず教室開催中に確認する。また、参加予定者が会場に到着していない場合等には「参加者名簿（任意）」により出席状況を確認し連絡するなど、対応を行う。

- (2) 参加者の目の届く範囲で実施内容に支障がないよう配慮する。また、参加者同士が交流できるよう配慮し、普段と様子が異なる参加者への声かけ、参加者が役割や生きがいを持って生活できるよう社会参加に向けた支援など必要な情報の収集などを積極的に行うこと。
- (3) 参加者に次回の実施日を伝える。また、欠席者への体調・状況確認と併せて次回の参加を促す。

9 実施報告書及び請求書の提出

事業を実施した日の属する月の翌月 15 日（15 日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに、「実施報告書（別紙）」をメールで報告する。内容を確認した後、「実施報告書（別紙）」及び「請求書（別紙）」を書面で提出する。

10 安全管理体制

- (1) 事業を安全に実施するために、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備すること。
- (2) 事業実施に当たっては、有事に際して速やかに対応できる体制を整えること。
- (3) 事故が発生した場合は、直ちに介護予防係に報告すること。
- (4) 業務の実施に際して発生した一切の事故については、その損害を賠償すること。
- (5) 提供を受ける個人情報及び事業を行うに当たり、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。事業実施終了においても、同様とする。

11 参加者の自己負担

参加者負担は原則として、無料とする。

（人件費、会場使用料、材料費、消耗品費、印刷費、保険料等の事業実施にかかる費用については業務委託料に含まれていることから、参加者から徴収しない。）

12 業務委託料

業務委託料については、参加人数及び運営費により算定することとし、支払額（1）及び（2）の合計金額とする。

（1）教室開催時の参加人数に 800 円を乗じた金額

（2）運営費 月額 1 グループ 40,000 円

（※人件費、会場使用料、材料費、消耗品費、印刷費、保険料等の事業実施に伴う諸経費等）

※上記業務委託料については、取引にかかる消費税及び地方消費税の額は別途とする。

※令和 7 年度予算が成立しない場合は、本募集については無効とする。

13 業務委託料の支払

委託料は確定払いとし、毎月の履行確認後支払いを行う。

1 4 本事業実施上の留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、参加者を対象とした傷害保険等に加入すること。
- (2) 参加者の使用する施設その他の設備について、衛生的な管理に努めなければならない。
- (3) 本事業の実施に関する記録を整備し、保存すること。
- (4) 本事業の実施状況等について、月次及び年度末のほか委託者の求めに応じて随時報告を行うこと。また、必要に応じて事業実施状況に関する調査に協力すること。
- (5) 業務の遂行にあたっては公正・中立性を確保しなければならない。
- (6) 本事業を第三者に再委託してはならない。

1 5 個人情報の保護について

委託者は、本業務において個人情報を取り扱う場合は、町民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年号外法律第 57 号）及び川南町セキュリティポリシー（川南町情報セキュリティ規則（令和 5 年川南町規則第 3 号））の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- (1) 関係者すべてにおいてデータ保護及び機密保護等に関して適切な措置を講ずるとともに、本事業に係る個人情報について、第三者への提供を禁止すること
- (2) 個人情報の管理方法及び管理場所等の報告をすること
- (3) 本事業に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書若しくは電磁記録の複写及び複製を禁止すること
- (4) 本事業に従事しているもの又は従事していた者は、その事業に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的の利用について禁止すること
- (5) 個人情報については、最終報告終了後、確認を受けた後すぐに復元できない形状にして破棄すること